

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年9月5日

横浜市契約事務受任者  
港南区長 栗原 敏也

1 契約の概要

口頭契約 港南土木管内応急復旧工事  
導水補修工、トンネル内路面清掃、保安規制工

2 履行(納品)場所

港南区日野中央一丁目3番10号地先から笹下七丁目3番27号地先まで

3 契約日

令和6年5月30日

4 履行日又は履行期間

令和6年5月30日から令和6年8月30日まで

5 契約金額

2,200,000円

6 契約の相手方(名称及び所在)

岩谷建設 株式会社  
横浜市港南区下永谷五丁目68-8

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

大雨による水害に対して、応急復旧作業が急務なため

8 契約の相手方の選定理由

「災害時における緊急巡回および応急措置等に関する横浜市と社団法人横浜建設業協会および社団法人神奈川県建設業協会横浜支部との協定」第1条に基づき、横浜建設業防災作業隊港南方面班を契約の相手方とした。なお、契約については班長である「岩谷建設 株式会社 代表取締役 岩谷 大河」を代表者とした。

9 所管課

港南区港南土木事務所